

2017年11月30日

法務部 部長付 [REDACTED] 殿

オリンパス株式会社
人事部長 松下 あゆむ



指 導 書

貴殿が、OC SMの法務本部長として、2017年5月19日に財務決裁を完了した上海勤理律师事务所との契約について、同年11月20日付けで、OC N内部監査室長より、OC Nに対し、

- ① 決裁完了前の同年3月16日から実施されていた作業を対象としていることから、事後決裁であった可能性が高い、
- ② 内部監査に協力すべき法務部から、成果物や請求金額の根拠資料がタイムリーに提出されていない、
- ③ 製造部門訴訟事件の弁護士費用であれば、本来OC SMとして契約し、支払うべき案件ではないのではないかとこの決裁者である楊総経理の決裁手続時の指摘に対して、貴殿からOC AP内で整合済みとの回答があったものの、OC APとの整合の記録やOC AP内での成果物が確認できない、との報告がありました。

については、OC N内部監査室長の要請に従い、直ちに成果物や請求金額の根拠資料を同監査室長に提出するとともに、貴殿がOC AP内で整合済みとする具体的内容について、根拠資料とともに同監査室長に説明するよう本書をもって指導します。

以上